

越後・元気家づくりの会  
平成29年度グリーン化事業 ルールについて

## ■ 平成29年度グリーン化事業について

- グループ配分額
- 長期優良住宅 100万 1棟
- 認定低炭素住宅 なし
- 性能向上計画認定住宅 なし
- ゼロエネルギー住宅 なし



## ■ 越後・元気家づくりの会 グリーン化事業ルール

### 参考

平成28年度 補助金枠(初回配分額→最終配分額)

長期優良住宅 100万→400万

認定低炭素住宅 なし→200万

性能向上計画認定住宅 なし→200万

ゼロエネルギー住宅 なし→165万

## ■ 越後・元気家づくりの会 グリーン化事業ルール

地域材の対象となるもの

- ・構造材(土台、柱、梁、桁)の使用料の50%以上を地域材とする
- ・地域材は越後杉ブランド材、合法木材とする
- ・登録事業者(原木業者、製材業者、流通業者、プレカット業者)から出荷された木材についてのみ地域材として扱う
- ・越後・元気家づくりの会に登録されていない事業者から購入した越後杉ブランド材や合法木材は地域材として認められない

## ■ 越後・元気家づくりの会 グリーン化事業ルール

グリーン化事業に申請する際は

- ・地域材を選ぶ(越後杉ブランド材か合法木材か)
- ・構造材の50%以上が地域材になることを確認する
- ・登録事業者から地域材を仕入れる

## ■ 越後・元気家づくりの会 グリーン化事業ルール

### 注意点として

- ・木川木材から仕入れると原木事業者、製材事業者、流通、プレカット全て登録事業者経由になりますので、地域材として認められます。
- ・他社仕入、在庫だしの場合、越後杉や合法木材を使用しても登録事業者経由になりませんので地域材として認められません。
- ・地域材以外の木材として使用するものに関しては、他社仕入、在庫だしでも構いません。
- ・他社仕入、在庫だしの構造材がある場合、構造材の全体量を把握する必要がある為納品書のコピーをいただきます。

## ■ 平成28年度グリーン化事業からの主な変更点(抜粋)

- 2. 住宅省エネルギー講習会の修了者について
- 各補助対象住宅に関わる事業者にあっては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会の修了者であることが必要です。
- 5. 共同事業実施規約について
- 前年度までの「合意書」に代わり「共同事業実施規約」となりました。補助金の還元方法に「(a)補助金受取り後に現金払い」と「(b)最終支払金との相殺」がありましたが、「補助金受取り後に現金払い」のみとします。

## ■ 平成28年度グリーン化事業からの主な変更点(抜粋)

- (1) 補助対象外工事費の確認
  - 補助の対象とならない工事が「補助対象工事費」に含まれていないことを確認するため、高度省エネ型と同様に長寿命型及び優良建築物型も内訳書の提出を求めるとします。
- (2) 領収書等の確認
  - 建築主が補助金を受け取るためには、交付申請時の「補助対象工事費」が、建築主から確かに支払われていることが必要なため、領収書等により確認することとします。
- (3) 着手・着工の確認について
  - 着工の確認は、前年度までは高度省エネ型（ゼロ・エネルギー住宅）だけでしたが、長寿命型、高度省エネ型（認定低炭素住宅、性能向上計画認定住宅）及び優良建築物型のすべての物件について、着工を確認することとしました。